

# 伊勢原市空家等の適切な管理に関する条例（案）のパブリックコメントの実施結果について

## 1 意見募集期間

令和7年6月9日(月)～同年7月8日(火)

## 2 周知方法

広報いせはら6月1日号、市ホームページ、いせはらくらし安心メール、市LINE公式アカウント

## 3 閲覧場所

市役所1階ロビー、建築住宅課窓口、市立図書館、各公民館、市民活動サポートセンター、市ホームページ

## 4 提出意見数

2件(1名)

## 5 条例（案）への意見と対応方針について（別紙のとおり）

### [対応区分]

A：ご意見を踏まえ、条例案に反映するもの(0件)

B：ご意見の趣旨が既に条例案に反映されているもの(0件)

C：今後、施策や事業の参考とするもの(0件)

D：ご意見として承ったもの(2件)

## 6 今後の予定

・市議会9月定例会に上程予定

# 伊勢原市空家等の適切な管理に関する条例（案）のパブリックコメントの実施結果について

## 7 意見及び市の考え方

No.	該当項目	意見・提案等の内容(要旨)	区分	対応の考え方
1	—	既に空き家になっている件については、罰則や責任強化ではなく、早急に解消するのが問題と思う。具体的には、解体費用を助成する、状況によっては、市で買い上げ、有効活用する等。	D	<p>本条例は、所有者等の責務、所有者等への助言・指導、緊急安全措置を定めることで、管理不全な状態にある空家等の解消に努め、特定空家等・管理不全空家等へ移行しない取組を進めることを目的としています。</p> <p>空き家の解体費用等の助成につきましては、公平性の観点から、慎重に検討する必要があると考えています。</p> <p>今後、本条例及び6月に策定した空家等対策計画における取組を進めてまいります。</p> <p>貴重な御意見、ありがとうございました。</p>
2	—	<p>何が、空き家の発生の抑制や利活用を阻害しているか？考えられることは、都市計画法第42条の用途変更の項目があり、これが厳しすぎること。都市計画法、建築基準法は不要であり、建替え、利用目的を自由化すれば良い。また、市街化調整区域の線引を廃止すること。これにより空き家等の流通が良くなり、地域の過疎化にも貢献し、住環境の改善にもつながる。このほか、更地にすると固定資産税が上がることを見直すことや、相続税の免除が挙げられる。</p> <p>市では、利活用について支援、援助、流通促進、活用とあるが、言葉上ではなく、どんな支援や援助をするのか、どうしたら流通するのか、何に活用できるのか、具体的に明文化することが必要と考える。</p> <p>コメントを募集したからには、結果を公表して欲しい。</p>	D	<p>市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を進める区域、市街化調整区域は、農地や自然環境、農林業の環境を保全し、市街化を抑制する区域です。この制度は、都市計画法に基づき、無秩序な市街化の拡大を防ぎ、計画的な都市整備を図ることを目的としています。</p> <p>今後の人口減少・少子高齢社会の進展を踏まえると、それぞれの区域にあった集約型の都市づくりを進めていくことが必要であると考えています。</p> <p>空き家の発生抑制や利活用につきましては、空家等対策計画に基づき、対策に取り組んでまいります。</p> <p>なお、パブリックコメントの結果につきましては、市ホームページにおいて公表することとしています。</p> <p>貴重な御意見、ありがとうございました。</p>